

北長瀬未来ふれあい総合公園  
管理・運営等魅力向上事業  
特定公園施設に関する建設・譲渡契約書（案）

令和4年●月●日

岡山市

## 目 次

第1条（総則） .....	2
第2条（譲渡の対価） .....	2
第3条（特定公園施設の譲渡） .....	2
第4条（契約不適合責任） .....	2
第5条（契約の費用） .....	3
第6条（協議事項等） .....	3
第7条（裁判管轄） .....	3
第8条（補則） .....	3

## 北長瀬未来ふれあい総合公園管理・運営等魅力向上事業 特定公園施設に関する建設・譲渡契約書（案）

譲渡人●●、●●及び●●（以下「認定計画提出者」という。）と譲受人岡山市（以下「市」という。）とは、両者間で令和●年●月●日に取り交わした「北長瀬未来ふれあい総合公園管理・運営等魅力向上事業 Park-PFI に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次の条項により、譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （総則）

第1条 市及び認定計画提出者は、この契約に基づき、次に掲げる図書（以下「関係図書」と総称する。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

- （1）協定書
- （2）認定された公募設置等計画（以下「認定計画」という。）
- （3）認定計画に基づく特定公園施設に係る設計図、特記仕様書（以下「設計図書」という。）

2 認定計画提出者は、第1項の特定公園施設の整備を完了した場合は、令和●年●月●日までに市に所有権を移転し、かつ引渡しを行うものとする。

### （譲渡の対価）

第2条 特定公園施設は無償で市に譲渡するものとする。

### （特定公園施設の譲渡）

第3条 認定計画提出者は、協定書第39条1項に規定する完了検査に基づき合格した場合には、協定書第45条に基づき、市に対して特定公園施設を譲渡して引き渡し、抵当権その他の負担のない完全な所有権を取得させる。

2 特定公園施設の市への引渡し前に、不可抗力により特定公園施設が滅失又は毀損したときは、その負担は認定計画提出者に帰する。この場合において、市が本契約を締結した目的が達せられないときは、市は本契約を解除することができる。

### （契約不適合責任）

第4条 特定公園施設に関する認定計画提出者の契約不適合責任については、協定書第46条の定めるところによる。

**(契約の費用)**

第5条 本契約の締結に要する費用は、各自の負担とする。

**(協議事項等)**

第6条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度市及び認定計画提出者の間で協議して定めるものとする。

**(裁判管轄)**

第7条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、岡山市役所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

**(補則)**

第8条 本契約に規定のない事項又は本契約若しくは本契約に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、市及び認定計画提出者で、誠意をもって協議するものとする。

2 協議の上、必要と認めた場合は、書面により本契約の変更を行うことができる。本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び認定計画提出者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

以上を証するため、本契約2通を作成し、市及び認定計画提出者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年●月●日

市 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号  
(団体名) 岡 山 市  
代表者 岡山市長 大森 雅夫

認定計画提出者 住 所  
(団体名)  
代表者